

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年5月19日

大館市長 福原 淳嗣

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班／小班	地目	経営管理権の終期	備考
集 R2-1	大館市花岡町字根井下 479 番地	19／32	山林	2041.3.31	
	大館市花岡町字根井下 503 番地	19／41,42,43			
集 R2-2	大館市花岡町字大割沢 134 番地	7／19,32,33			
	大館市花岡町字二井山 24 番地	7／112			
	大館市花岡町字二井山 25 番地	7／112			
	大館市花岡町字二井山 26 番地	7／109			
集 R2-3	大館市花岡町字土目内 417 番地 3	17／34,35			
集 R2-4	大館市花岡町字大割沢 167 番地	7／11,45			
	大館市花岡町字大割沢 150 番地	7／14			
	大館市花岡町字大割沢 121 番地	7／60,61			
集 R2-5	大館市花岡町字二井山 3 番地	7／133			
	大館市花岡町字二井山 4 番地	7／132			
	大館市花岡町字二井山 2 番地	7／133			
	大館市花岡町字二井山 253 番地	7／133,134			
	大館市花岡町字根井下 318 番地	19／107			
	大館市花岡町字根井下 404 番地	19／124			

2 縦覧場所

大館市産業部林政課及び大館市ホームページ

(ホームページリンク <https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/shinrin/>)

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。